

## 答 申

### 1 審査会の結論

実施機関である流山市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となった流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づく事前協議申請書（以下「事前協議申請書」という。）に係る公文書部分開示決定（平成30年10月2日付け流山市指令第963号。以下「本件処分」という。）について、本件処分は妥当であり、審査請求人の審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審査請求に至る経緯

#### （1）開示請求の内容

審査請求人は、平成30年2月23日付けで、事前協議申請書について、実施機関に対し流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

#### （2）実施機関の決定の内容

本件開示請求に対し、実施機関は、申請書中の個人の氏名、印影及び電話番号を不開示とした理由として、「特定の個人を識別することができるものであり、かつ、公にすることが必要であると認められるものでもなく、流山市情報公開条例第7条第2号の個人情報に該当するため不開示とする（建築士法の規定により公にされている設計者、工事監理者及び工事施工者欄の担当者氏名を除く。）」とし、理由付記を行った。

### 3 諮問

本件処分に対し、審査請求人は、その処分を取り消すとの裁決を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、平成30年10月21日付けで審査請求をした。

これにより、実施機関である流山市長から、情報公開条例第20条第1項の規定により、平成30年10月29日付けで当審査会に諮問がなされた。

#### 4 審査請求の趣旨及び理由

審査請求書及び流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成28年流山市条例第1号。以下「審査会条例」という。）第11条第4項の規定により、当審査会から審査請求人に対し、平成30年11月5日付け流建第209号により本件処分の処分庁である流山市長から当審査会に提出された理由説明書（以下「理由説明書」という。）に対する審査請求人作成に係る意見書によると、審査請求人の審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

なお、審査会条例第12条の規定による口頭意見陳述の申出の教示をしたが、これに対する審査請求人からの同申出はなされなかった。

##### （1）審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しである。

##### （2）審査請求の理由

審査請求人が本件審査請求の理由とするところは、理由付記は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して拒否処分がなされたかを申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に根拠規定を示すだけでは、理由付記として不十分である。開示請求に対する不開示決定に際しての理由付記は、不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの情報がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、理由付記は、不開示とした部分ごとに行うべきである。このことは、当審査会の答申及び流山市長が平成30年9月27日付けで行った裁決においても、同趣旨としている。したがって、本件処分に付記された理由は、不十分である。

また、事業者の代理人である一級建築士の氏名が開示されているにもかかわらず、その印影が不開示とされているが、その点に対する合理的な説明もなされていない。

上記のことから、本件処分は取り消されるべきである。

## 5 実施機関の主張

本件理由付記により、どの情報がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由は明らかにされており、理由付記として十分である。

また、事業者の代理人である一級建築士の氏名が開示されているにもかかわらず、その印影を不開示としていることについては、「建築士法の規定により公にされている設計者、工事監理者及び工事施工者欄の担当者氏名を除く。」と記載しているため、開示請求者への説明として十分である。

## 6 審査会の判断

本件処分における不開示とされた個人の氏名、印影及び電話番号は、情報公開条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であり、当該定義に当てはまるのかという判断に具体的な根拠事実などを参照するものではないため、理由付記としては十分である。

また、一級建築士の氏名が開示されているにもかかわらず、その印影が不開示とされていることについては、理由付記において当該判断に至った理由が読み取れるだけの最低限の記載があるため、違法及び不当ではない。

## 7 結論

以上の検討の結果、当審査会は、1 審査会の結論のとおり答申する。

なお、本件処分に係る理由付記については、法令上要求されている最低限の理由付記の要件は備えていると認められるため、違法及び不当とは言えないが、一般市民が判断過程を理解しやすいよう、より丁寧に理由付記をするよう意見を付す。

## 審議経過

|             |               |
|-------------|---------------|
| 平成30年12月21日 | 実施機関による説明及び審議 |
|-------------|---------------|

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

答申内容確定